

平成29年 第4回定例教育委員会

平成29年4月21日（金）
午後4時
宮代町役場202会議室

1. 開会の宣言

教育長

2. 教育長報告

- (1) あいさつ及び概要報告

3. 事務局報告

- (1) 平成29年度教育委員会事務局組織等について

ア 平成29年度教育推進課内職員配置 P 1

イ 平成29年度宮代町教育関係組織一覧 P 2

- (2) 平成29年3月議会における議案及び採決結果一覧 P 3

- (3) 平成28年度 教育委員会事務の執行状況 別冊

- (4) 学校教育関係

ア 5月の行事予定について P 5

- (5) 生涯学習関係

ア 5月の事業予定について P 7

4. 議 事

議案第 9号 宮代町就学支援委員会委員の承認について P 8

議案第10号 宮代町立小・中学校への研究委嘱について P11

議案第11号 宮代町立小・中学校司書教諭の発令について P14

議案第12号 宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会委員の委嘱について . P16

議案第13号 宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について . P19

5. その他

6. 次回教育委員会について

7. 前回会議録の承認

8. 閉会宣言

教育長

(1)平成29年度教育委員会事務局組織等について

ア 平成29年度教育推進課内職員配置(下線部変更・異動箇所)

教育推進課長	齋藤 和 浩
<<教育総務担当>>	
副課長(兼学校給食センター所長)	井上 正 己
主 査	加藤 正 久
主 任	<u>石毛 里 美</u>
<<学校教育担当>>	
学校管理幹兼副課長	<u>山口 隆 夫</u>
指導主事	塚越 健 一
指導主事	<u>平原 隆 範</u>
主 査	岡安 英之
主 査	<u>平井 利 枝</u>
<<生涯学習室>>	
室長(兼公民館長、郷土資料館長)	<u>飯 山 武</u>
(生涯学習担当)	
主 査	田中 啓之
主 査	<u>島 村 剛</u>
主 任	<u>小林 利 恵</u>
主 任	長谷川 千秋
(スポーツ振興担当)	
主 査	小川 雅也
主 任	<u>大熊 秀雄</u>
(郷土資料館担当)	
主 査	河井 伸 一
主 任	横内 美穂
主 事	<u>宮部 俊周</u>

イ 平成29年度宮代町教育関係組織一覧〔平成29年4月6日現在〕

◎小中学校一覧

須賀小学校	宮代町大字須賀1425-1 TEL33-1325	児童数 372 学級数 13
	校長 會田 知子 / 教頭 内田健二	
百間小学校	宮代町字西原261 TEL32-0157	児童数 395 学級数 16
	校長 毛塚 悟 / 教頭 六平 亘	
東小学校	宮代町百間5-8-48 TEL32-0214	児童数 311 学級数 13
	校長 八重樫元 / 教頭 白石 昌孝	
笠原小学校	宮代町字百間1105 TEL34-8480	児童数 375 学級数 14
	校長 白石 薫 / 教頭 高野 正晴	
須賀中学校	宮代町大字須賀1426-1 TEL33-1326	生徒数 226 学級数 8
	校長 下川 孝広 / 教頭 丸子 武志	
百間中学校	宮代町宮代3-7-38 TEL32-0142	生徒数 296 学級数 11
	校長 籠宮賢治 / 教頭 木村 信之	
前原中学校	宮代町字中461 TEL34-0631	生徒数 219 学級数 8
	校長 瀬田 浩 / 教頭 金子 久郎	

◎教育施設・関係機関電話番号一覧

須賀小学校	TEL0480-33-1325	学校給食センター	32-5711
百間小学校	32-0157	宮代高等学校	32-4388
東小学校	32-0214	宮代特別支援学校	35-2432
笠原小学校	34-8480	日本工業大学	34-4111
須賀中学校	33-1326	宮代幼稚園	32-3640
百間中学校	32-0142	宮代須賀幼稚園	34-5265
前原中学校	34-0631	宝光寺幼稚園	32-3833
和戸公民館		姫宮成就院幼稚園	32-4599
百間公民館		杉戸警察署	33-0110
川端公民館		宮代消防署	34-0119
須賀中さわやか相談室	33-4500	学童保育(須賀小)	32-8208
百間中さわやか相談室	32-7900	学童保育(百間小)	33-8740
前原中さわやか相談室	33-2500	学童保育(東小)	33-8680
総合運動公園	32-1543	学童保育(笠原小)	33-8744
町立図書館	34-9944	埼玉県教育局	048-824-2111
郷土資料館	34-8882	東部教育事務所	048-737-2727

(2) 平成29年3月定例町議会関係

ア 平成29年3月議会における議案

(注) 議決結果 ◎：全員賛成にて可決 ○：賛成多数にて可決 ×：反対多数にて否決

議案 番号	議 案 名	議決 結果	賛否
議 案 第 1 号	宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	◎	—
議 案 第 2 号	宮代町税条例等の一部を改正する条例について	○	9:3
議 案 第 3 号	宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例について	◎	—
議 案 第 4 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	◎	—
議 案 第 5 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例に ついて	◎	—
議 案 第 6 号	宮代町ホームヘルプサービス手数料条例の一部を改正する条例につい て	○	10:2
議 案 第 7 号	宮代町個人情報保護条例及び宮代町行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	○	9:3
議 案 第 8 号	宮代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例について	○	10:2
議 案 第 9 号	宮代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	○	9:3
議 案 第 10 号	職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について	◎	—
議 案 第 11 号	工事請負契約の変更契約の締結について	◎	—
議 案 第 12 号	宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めること について	◎	—
議 案 第 13 号	平成28年度宮代町一般会計補正予算(第4号)について ※中学校エアコン設置工事	◎	—
議 案 第 14 号	平成28年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	◎	—
議 案 第 15 号	平成28年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第3号) について	◎	—
議 案 第 16 号	平成28年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	◎	—

議案 番号	議 案 名	議決 結果	賛否
議 案 第 17 号	平成 2 8 年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	◎	—
議 案 第 18 号	平成 2 9 年度宮代町一般会計予算について	○	8:4
議 案 第 19 号	平成 2 9 年度宮代町国民健康保険特別会計予算について	○	9:3
議 案 第 20 号	平成 2 9 年度宮代町介護保険特別会計予算について	○	10:2
議 案 第 21 号	平成 2 9 年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について	○	10:2
議 案 第 22 号	平成 2 9 年度宮代町公共下水道事業特別会計予算について	○	10:2
議 案 第 23 号	平成 2 9 年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算について	◎	—
議 案 第 24 号	平成 2 9 年度宮代町水道事業会計予算について	○	10:2

(3) 学校教育関係

ア 5月の主な行事関係(小・中学校)

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(月)	交通安全教室(須) 開校記念日(笠) 引渡し訓練(東)	開校記念日(百)
2日(火)	離任式(百・東・笠)	
3日(水)	憲法記念日	
4日(木)	みどりの日	
5日(金)	こどもの日	
6日(土)		
7日(日)		
8日(月)	家庭訪問～16日・体力向上習慣(須) 教育実習開始(百)	
9日(火)	校長会 9:00～(百中) 教科等指導員委嘱式(町教委) 家庭訪問～17日(笠)	校長会 9:00～(百中) 教科等指導員委嘱式(町教委)
10日(水)	町教育研究会総会(須中)	町教育研究会総会(須中)
11日(木)	学校経営研修会	学校経営研修会 PTA総会(百)
12日(金)	教育長学校訪問<小学校> PTA総会(百) 学校応援団会議(東)	授業参観・PTA総会・部活動保護 者説明会(須)
13日(土)		
14日(日)		
15日(月)	教育実習開始(須・東) 開校記念日(百)	教育実習開始(前)
16日(火)		教育長学校訪問<中学校> 通信陸上大会(中学校)
17日(水)	第1回学力向上検討委員会 15:30 (町教委) PTA総会(須)	第1回学力向上検討委員会 15:30 (町教委) PTAあいさつ運動(百)
18日(木)	環境教育担当者会議 16:00	環境教育担当者会議 16:00

	人権教室（笠） 学校経営研修会	中間テスト（須・百） 薬物乱用防止教室（須） 1年生歯科学習（前） 学校経営研修会
19日（金）	陸上大会プログラム会議（小学校） PTA総会・百中陸上指導（東） 除草作業・引渡し訓練（百） 情報セキュリティー講演会（東） 校内硬筆競書会（笠）	陸上指導＜東小へ＞（百） 中間テスト（前）
20日（土）	土曜学習公開日＜親子歯科保健指導・学校評議員会等＞（笠）	
21日（日）		
22日（月）	オープン参観・引渡し訓練（須） 心肺蘇生法研修会（百） 小中連絡会（東・笠） 教育実習開始（東）	全校集会＜壮行会＞（百） 小中連絡会（百） 第1回学校評議員会（前）
23日（火）	教頭会 9:30～（前中） 不審者対応避難訓練（笠）	教頭会 9:30～（前中） 生徒朝会＜激励会＞（百・前）
24日（水）	ジャブ池・プール清掃（笠） 中学校陸上指導 24・25日（百）	学校総合体育大会（一日目） 陸上指導 24・25日＜百小へ＞（前）
25日（木）	プール掃除（須） 第1回校内授業研究会（東） 区長連絡協議会（笠）	学校総合体育大会（二日目）
26日（金）		
27日（土）		学校総合体育大会（三日目）
28日（日）		
29日（月）	英語教育小中合同研修会（東・笠） 民生児童委員連絡会（笠） プール掃除（笠）	教育実習開始（須）
30日（火）	校内硬筆競書会（須 9	第1回埼葛地区学力検査（中学校）
31日（水）	町内陸上大会＜ぐるる＞（小学校）	学校総合体育大会（予備日） PTAあいさつ運動（百 9

(4) 生涯学習関係

ア. 5月の事業予定(教育委員会主催事業)

日 時	内 容	場 所
13日(土) 27日(土) 15:00~17:00	<p>チャレンジ(全15回) 第2回 器械体操 第3回 野球</p> <p>■多くのスポーツ種目の楽しさと基本動作を知ることにより、自分に合った興味の持てるスポーツに出会うことを目的として実施する。</p> <p>●対象：小学3・4年生</p>	ぐるる宮代 剣道場 ソフトボール場
16日(火) 9:10~12:30	<p>みやしろ大学(第2回/全8回)</p> <p>■高齢者の生きがいを高め、健康を増進し、豊かな地域づくりに資する人材を育成することを目的に実施する。</p> <p>●内容：越谷市~久伊豆神社、花田苑、こしがや能楽堂他</p> <p>●対象：みやしろ大学受講生</p>	さいたま市
20日(土) 28日(日) 10:00~12:00	<p>あそびと運動 トライ/春季(第1回・2回/全5回)</p> <p>■スポーツ推進委員の指導の下、体を動かす基本動作(球等を使ったコーディネーショントレーニング)を行い、参加者の運動能力向上を目指す。</p> <p>●対象：小学1・2年生</p>	ぐるる宮代 サブアリーナ
20日(土) 14:00~16:00	<p>スポーツフィールド(第1回/全10回)</p> <p>■運動実施率が低い30~40才代を主なターゲットとし、指定日時に来館すれば、一人でも楽しく運動できる機会を提供する。</p> <p>●内容：さいかつぼーる等</p> <p>●対象：小学生以上</p>	ぐるる宮代 サブアリーナ
5月13日(土) ~7月9日(日)	<p>企画展「古文書に見る人々の暮らし2 寺社参詣」</p> <p>■霊場巡礼や百観音巡りなど、寺社参詣を楽しまれている方も多い今日。江戸時代から昭和時代の初め頃までの人々が、どのような寺や神社に参詣していたかを、郷土に残された古文書の中から紹介します。</p>	郷土資料館

議案第9号

宮代町就学支援委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて
別紙の者を宮代町就学支援委員会の委員に委嘱することについて議決を求め
る。

平成29年4月21日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町就学支援委員会の委員に委嘱したいので、宮代町就学支
援委員会条例第3条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は平成29年4月1日から平成30年3月31日とする。

宮代町就学支援委員会名簿

区 分	役 職 名	氏 名
委員（医師） 委員（教育経験者） 委員（見識を有するもの） 委員（見識を有するもの） 委員（見識を有するもの） 委員（見識を有するもの） 委員（福祉課職員）	宮代町医師会 宮代町教育相談員 宮代特別支援学校 宮代特別支援学校 春日部特別支援学校 言語聴覚士 子育て応援室長	鈴木 仁志 久野 弘子 山内 明美 川上 紀子 小澤 紀美子 田尻 恵美子 門井 義則
委員（学校教育関係） 委員（学校教育関係） 委員（学校教育関係） 委員（学校教育関係） 委員（学校教育関係） 委員（学校教育関係） 委員（学校教育関係）	須賀小学校 校長 百間小学校 校長 東 小学校 校長 笠原小学校 校長 須賀中学校 校長 百間中学校 校長 前原中学校 校長	會田 知子 毛塚 悟 八重樫 元 白石 薫 下川 孝広 籠宮 賢治 瀬田 浩
委員（専門委員） 委員（専門委員） 委員（専門委員） 委員（専門委員） 委員（専門委員） 委員（専門委員） 委員（専門委員）	須賀小学校 教諭 百間中学校 教諭 東小学校 教諭 笠原小学校 教諭 須賀中学校 教諭 百間中学校 教諭 前原中学校 教諭	渡辺 富子 續橋 典子 宇佐美 麻紀子 仁部 香織 鶴田 美千代 石川 清子 植竹 正子
幹 事	宮代町教育委員会教育推進課 学校教育担当 指導主事 定数は20名	塚越 健一

任期 平成29年4月1日～平成30年3月31日

【資料】 宮代町就学支援委員会条例（抜粋）

平成18年3月23日 条例第8号

（設置）

第1条 障害のある幼児、児童及び生徒（以下「障害児」という。）に対し、適正な就学に係る教育的支援を行うため、宮代町就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 就学支援委員会は、宮代町教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 障害児の障害の種類及び程度の判断に関すること。
- （2） 障害児の就学に係る教育的支援に関すること。

（組織）

第3条 就学支援委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 医師
- （2） 識見を有する者
- （3） 教育経験者
- （4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 就学支援委員会は、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

《以下、省略》

議案第10号

宮代町立小・中学校への研究委嘱につき議決を求めることについて
別紙のとおり宮代町立小・中学校への研究委嘱することについて議決を求める。

平成29年4月21日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙のとおり宮代町立小・中学校へ研究委嘱をしたいので、宮代町立小・中学校研究委嘱要綱及び宮代町立小・中学校研究委嘱実施要項の規定により、この案を提出するものである。

平成29年度 学校研修課題一覧表

宮代町教育委員会

<p>須賀小学校</p>	<p>「生きる力をはぐくむ小中一貫教育」 『確かな学力を身につけ、主体的に学び合う子供の育成』 ～基礎基本の定着を図り、 分かる楽しさを味わえる算数授業～（1年次）</p>
<p>百間小学校</p>	<p>主体的に学び、豊かに表現し合う児童の育成 ～対話を通して学びを深める指導の工夫～（4年次）</p>
<p>東 小学校</p>	<p>平成26～29年度 文部科学省・埼玉県教育委員会委嘱「英語強化拠点事業」 宮代町研究主題「英語が使える日本人を育成するための 外国語活動・英語教育の創造」 －聞くことを大切にした小学校での素地作り－ 「生きる力を身につけ、未来を拓く東の子の育成」 ～コミュニケーション能力を育む指導のあり方を求めて～ (外国語活動・英語教育を中心として)（4年次）</p>
<p>笠原小学校</p>	<p>平成26～29年度 文部科学省・埼玉県教育委員会委嘱「英語強化拠点事業」 宮代町研究主題「英語が使える日本人を育成するための 外国語活動・英語教育の創造」 －聞くことを大切にした小学校での素地作り－ 「ことばの学びを楽しみ、進んでコミュニケーション しようとする児童の育成」 ～音声での学びを大切にし、 文字に親しみ定着につなげる授業の工夫～（4年次）</p>
<p>須賀中学校</p>	<p>「生きる力をはぐくむ小中一貫教育」 『主体的な学びを高め、確かな学力の定着を図る研究』 (3年次)</p>

議案第11号

宮代町立小・中学校司書教諭の発令につき議決を求めることについて
別紙の者に宮代町立小・中学校司書教諭を発令することについて議決を求める。

平成29年4月21日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者に宮代町立小・中学校司書教諭の発令をしたいので、宮代町立小・中学校管理規則第14条の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

宮代町立小・中学校司書教諭 発令名簿

司書発令期間 平成29年4月4日～平成30年3月31日

学 校 名	氏 名	発令の職名	司書教諭 経験年数
須賀小学校	富澤 孝子	司書教諭	14年
百間小学校	中村 智子	司書教諭	6年
東 小学校	稲生 沙弥嘉	司書教諭	0年
笠原小学校	安島 明子	司書教諭	1年
須賀中学校	発令なし	保有者なし・8学級	
百間中学校	税所三代子	司書教諭	13年
前原中学校	田中 陽子	司書教諭	4年

《参考》 宮代町立小・中学校管理規則（抜粋）

（司書教諭）

第14条の2 学校に、司書教諭を置く。ただし、学級の数が11以下の学校にあっては、当分の間、これを置かないことができる。

2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する職務をつかさどる。

3 司書教諭は、当該学校の主幹教諭又は教諭の中から校長の内申に基づき、教育委員会が命ずる。

議案第12号

宮代町立小・中学校一貫教育推進委員の委嘱につき議決を求めることについて
別紙の者を宮代町立小・中学校一貫教育推進委員に委嘱することについて議決を
求める。

平成29年4月21日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村敏明

提 案 理 由

宮代町立小・中学校一貫教育推進委員の委嘱をしたいので、宮代町立小・中学校
一貫教育推進委員会設置規則第3条の規定により、この案を提出するものである。

宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会名簿

任期 平成29年5月1日～平成31年3月31日

***は平成29年4月1日～平成30年3月31日**

番号	職・職名	氏名	備考
1	公募による町民	小島 隆子	再任
2	公募による町民	相良 三喜男	
3	公募による町民	木村 由美子	
4	学校長	* 會田 知子	須賀小学校
5	学校長	* 毛塚 悟	百間小学校
6	学校長	* 八重樫 元	東小学校
7	学校長	* 白石 薫	笠原小学校
8	学校長	* 下川 孝広	須賀中学校
9	学校長	* 籠宮 賢治	百間中学校
10	学校長	* 瀬田 浩	前原中学校
11	保護者代表	*)	須賀小学校
12	保護者代表	*)	百間小学校
13	保護者代表	*)	東小学校
14	保護者代表	* 団体推薦	笠原小学校
15	保護者代表	*)	須賀中学校
16	保護者代表	*)	百間中学校
17	保護者代表	*)	前原中学校

- 事務局
- ・ 中村 敏明 (教育長)
 - ・ 山口 隆夫 (学校管理幹兼副課長)
 - ・ 塚越 健一 (指導主事)
 - ・ 平原 隆範 (指導主事)

【資料】 宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会設置規則（抜粋）

平成15年10月1日 教委規則第7号

最終改正 平成24年6月21日教委規則第3号

（設置）

第1条 宮代町立小・中学校の一貫教育に関する施策を適正かつ円滑に実施するため、宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について、助言や運営上の協力活動を行う。

- （1） 教育活動に関すること。
- （2） 児童生徒の交流に関すること。
- （3） 教職員の研修に関すること。
- （4） 施設の相互利用に関すること。
- （5） その他小・中学校の一貫教育に関すること。

（組織）

第3条 推進委員会は、次に掲げる者をもって組織し、教育委員会が任命する。

- （1） 公募による町民 3人
- （2） 宮代町立小・中学校長 7人
- （3） 宮代町立小・中学校保護者代表 7人

（任期）

第4条 推進委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 推進委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

《以下、省略》

議案第13号

宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正することについて議決を求める。

平成29年4月21日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏 明

提 案 理 由

学校教育法の一部改正に伴い、宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものである。

宮代町教育委員会規則第 号

宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 月 日

宮代町教育委員会教育長

宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

宮代町立小・中学校管理規則（昭和32年宮代町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条の4第3項から第5項までの規定中、「事務に従事する」を「事務をつかさどる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宮代町立小・中学校管理規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">○宮代町立小・中学校管理規則 (事務主幹等)</p> <p>第14条の4 学校に、事務主幹、事務主査、事務主任及び事務主事主任専門員及び専門員を置くことができる。</p> <p>2 事務主幹は、上司の命を受け、特に困難な事務を掌理する。</p> <p>3 事務主査は、上司の命を受け、<u>困難な事務をつかさどる</u>。</p> <p>4 事務主任及び主任専門員は、上司の命を受け、相当困難な<u>事務をつかさどる</u>。</p> <p>5 事務主事及び専門員は、上司の命を受け、<u>事務をつかさどる</u>。</p> <p>6 第1項に規定する職員の職は、事務職員をもって充てる。</p>	<p style="text-align: center;">○宮代町立小・中学校管理規則 (事務主幹等)</p> <p>第14条の4 学校に、事務主幹、事務主査、事務主任及び事務主事主任専門員及び専門員を置くことができる。</p> <p>2 事務主幹は、上司の命を受け、特に困難な事務を掌理する。</p> <p>3 事務主査は、上司の命を受け、<u>困難な事務に従事する</u>。</p> <p>4 事務主任及び主任専門員は、上司の命を受け、相当困難な<u>事務に従事する</u>。</p> <p>5 事務主事及び専門員は、上司の命を受け、<u>事務に従事する</u>。</p> <p>6 第1項に規定する職員の職は、事務職員をもって充てる。</p>